巨摩保育所空調設備改修工事特記仕様書

第１条　適用

本仕様書は南アルプス市子育て支援課発注、巨摩保育所空調設備改修工事について定めるものとする。また、本仕様書に定めのないものは公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房　官庁営繕部　整備課）に基づくものとする。

第２条　工期

　　工期は、契約締結日の翌日から令和８年１月３０日までとする。

第３条　工事内容

　　工事内訳書記載の通り。

第４条　作業時間

本工事の作業時間は、下記のとおりとする。

時間帯　：　作業開始　　　８時００分

　　　　　　　　　作業終了　　１７時００分

時　期　：　契約工期期間中

本工事を実施するにあたり、園児の安全を確保するため作業時間帯を、保育所管理者及び監督員と協議の上決定する。なお、やむを得ない事情により作業時間帯を変更する場合は、監督員と協議の上決定する。また、決められた作業時間を厳守し、それ以外の時間帯での作業は行わないよう徹底する。

第５条　週休２日適用工事について

本工事は、施工現場における施工期間に制約があるため、「南アルプス市週休２日工事実施要領」より、週休２日工事の対象外とする。

第６条　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

第７条　その他

　　その他、疑義の生じた場合は協議のうえ決定するものとする。